

保護者各位

豊橋市長 長坂 尚登

学校給食費負担軽減対応補助金について

子育て世帯の経済的な負担を軽減する取り組みとして、豊橋市立小中学校及び豊橋市立くすのき特別支援学校（小学部）（中学部のうち豊橋市在住者）において実施している学校給食の無償提供に併せて、学校給食を喫食されていない方（例：食物アレルギー）に対して「学校給食費負担軽減対応補助金（学校給食非喫食）」を下記のとおり交付します。

記

1 対象者

各月1日時点で、次のいずれにも該当する方（各月2日以降に該当することになった場合は、翌月分から対象となります。）

- ①児童生徒、保護者ともに豊橋市に住所がある方。ただし、区域外通学により市外から通っている児童生徒を含みます。
- ②豊橋市立小中学校又はくすのき特別支援学校(小学部・中学部)に在籍している児童生徒の保護者。
- ③給食を申し込んでいない、又は、「学校給食（停止・再開）届」を学校へ提出して給食の注文を停止している児童生徒の保護者。ただし、各月の初日から末日までの全ての注文を停止している場合に限りです。
- ④生活保護の認定を受けていない方

2 交付額

区分	交付額
小学校	月額5,800円 × 11か月 (最大63,800円)
中学校	月額6,800円 × 11か月 (最大74,800円)

※4月～翌年3月（ただし、8月は除く）のうち、対象となった月数に、上記月額をそれぞれ乗じた額を交付します。

※中学3年生は、2月までの10か月が対象です。

※補助金は、年2回に分けて交付します。

（裏面に続く）

3 申請期間・申請方法

申請年月日時点で、「1 対象者」の条件を満たすことになった方は、以下の表の提出期限までに補助金交付申請書（様式第1号）を提出してください。補助金交付申請書の提出は、年に1度必要です。

提出書類	申請年月日	提出期限	提出先
補助金交付申請書 (様式第1号)	4月1日 ～ 5月31日	令和8年6月10日まで	通学する学校
	6月1日 ～ 3月10日	翌月10日まで ただし、最終提出期限は 令和9年3月10日まで	

※申請にあたって、通学する学校長の証明（所定の様式内）が必要です。

4 請求・交付

以下の表の対象期間ごとに、それぞれの提出期限までに補助金実績報告書兼請求書（様式第2号）を提出してください。

提出書類	対象期間	提出期限	提出先
補助金実績報告書 兼請求書 (様式第2号)	4月～9月分	令和8年10月9日まで	通学する学校
	10月～3月分	令和9年3月19日まで ただし、3月19日までに 出席せずに請求できな かった場合は、出席後に直 ちに	

※請求にあたって、通学する学校長の証明（所定の様式内）が必要です。

※実績報告書兼請求書（様式第2号）が市に届いた月の翌月末までに交付されます。

5 その他

交付のためには、申請書だけではなく、実績報告書兼請求書の提出が必要です。